

世田谷区児童相談支援専門員（心理）

（会計年度任用職員） 募集要領

1. 職務内容

- （1）児童相談所に係る相談支援及び相談について専門的な助言等を行うこと。
- （2）関係会議への参加及び専門的な助言等に関すること。
- （3）児童相談所及び一時保護所に配置される職員等の人材育成に関わる専門的な助言・指導を行うこと。
- （4）その他児童相談所及び児童虐待対策に関し、所属長の指示する事項

2. 応募資格

以下の要件の全てを満たす者。

- （1）臨床心理士、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者のうち児童相談所の現場経験のあるもの又はそれと同等以上の能力を有すると認められる者
- （2）児童相談支援専門員（心理）の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
- （3）健康で職務に意欲のある者

※ 地方公務員法第16条等で選考を受けることができないとされている方（2頁参照）は応募できません。

3. 勤務条件

- （1）任用期間 令和8年10月1日～令和9年3月31日

※ 勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。

- （2）勤務日数 月4日

- （3）勤務時間 1日7時間

午前9時00分から午後5時00分まで（うち休憩時間1時間あり）

※ 原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。

- （4）勤務場所 児童相談所（世田谷区松原6-41-7）

- （5）報酬 ・ 月額報酬（令和8年度現在）78,255 円（地域手当相当分含む。）

※ 常勤職員の給与制度の改定に応じて、変更する場合があります。

・ 交通費別途支給（月額上限55,000円）

- （6）社会保険等 なし

- （7）公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。

- （8）休 暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。

- （9）身 分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）

- （10）そ の 他 ① 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。

② 勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

4. 募集人数

1名

5. 選考方法

第1次選考 書類選考

第2次選考 面接（令和8年9月10日(木)予定）

6. 選考結果

第1次選考結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。令和8年9月3日(木)を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。

7. 申込方法

申込書記載による方法で申し込んでください。

【提出書類】

① 世田谷区児童相談支援専門員(心理)採用選考申込書兼履歴書(添付ファイル)

② 世田谷区における勤務経歴等確認票(添付ファイル)

③ 卒業証明書や資格者証等、応募資格を確認できる証明書(写し)

※ 提出書類は返却しません。

【提出先】

〒156-0043 東京都世田谷区松原6-41-7 世田谷区児童相談所児童相談課管理係

【期間】

郵送申込	令和8年8月20日(木)～令和8年8月31日(月)【必着】
持参申込	上記郵送申込期間の月曜日から金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

【地方公務員法第16条(欠格条項)】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心神耗弱を原因とするもの以外)。

【お問い合わせ先】

世田谷区児童相談所児童相談課管理係

担当:角田・山田・山本

〒156-0043

世田谷区松原6-41-7

電話:03-6379-0697